

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2024.10.10発行〈通巻第559号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : https://koshc.jp/



フリーランスの特別加入制度がスタート 連合の特別加入団体が11/1に始動	2
関西糖尿者安全センターだよりvol.2 種盛真也	5
日韓の安全衛生問題で交流 民主労総全北本部より訪問団	7
辺野古からの通信⑤ 宮崎史朗（全港湾建設支部）	11
韓国からのニュース	14
前線から 技能実習生の業務上事故の労災隠しで書類送検／香川	17

フリーランスの特別加入制度がスタート

連合の特別加入団体が 11/1 に始動

すべてのフリーランスが
労災保険特別加入の対象に

フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が、11月1日から施行される。

従業員を使用せずに事業者からの業務委託を受ける個人事業者（フリーランス、法律では「特定受託事業者」と定義する。）について、①企業などの発注事業者との間の取引の適正化、②就業環境の整備を図り、安心して働ける環境を整備することが、この法律の目的だ。

取引の適正化とは、業務委託をする事業者に対して①フリーランスに業務委託をしたときの給付の内容、報酬の額等を明示する、②給付を受けた日から60日以内の報酬支払期日を設定して支払う（再委託は30日以内）、③具体的行為を7つ挙げ利益を不当に害してはならないとする義務を課した。

就業環境の整備としては、①募集情報の提供で虚偽の表示等をしてはならず正確かつ最新の内容に保つ、②フリーランスが育児介護等と両立して業務を行えるよう申し

出に応じて必要な配慮を行う、③ハラスメント行為に対する相談対応等の体制整備等の措置、④業務委託を中途解除する場合等には30日前までに予告、という義務を課すこととしている。

違反した場合の対応としては、公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとし、命令違反や検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する、とした。

このフリーランス法の施行にあわせて施行されるのが、労災保険の特別加入制度の対象範囲拡大だ。（本誌6月号で既報）

個人事業者について、これまでのように業種や作業内容を特定して特別加入を認めるのではなく、フリーランス法の対象となる特定受託事業及び消費者から直接委託を受けて行う同種の事業について、業務の内容を問わず特別加入を認めることとなる。

建設業や運送事業者などの一人親方や農作業従事者のような特定作業従事者の特別加入は、特別加入を希望する者が団体を作り、団体として加入することを前提としている。したがって通常の場合、個人事業者が労災保険に加入する場合、すでに運営さ

れている特別加入のために設立された団体、つまり特別加入団体を通じて加入することとなる。

法律上、労災保険特別加入のしくみは、特別加入団体を一つの事業場とみなし、特別加入者はそこで働く労働者とみなして適用することとなっている。つまり所在地を所轄する労働基準監督署に届け出て、都道府県労働局長に要件の具備が確認されたら特別加入団体と認められることになり、その構成員が特別加入者となる。以降、特別加入団体は個々の加入、脱退をその都度労働基準監督署を通じ労働局長に届け出る事務を扱う。

これまでの業種や作業ごとに設立された特別加入団体は、加入者数が原則 30 人以上であることや、労働災害防止のための取り組みをしているなどの要件が確認されたら認められることとされている。

建設会社や設備工事の自営業者に、消費者向けのサービスを委ねるメーカーが主導する団体や、地域の同業種組合など、様々な特別加入団体が業種、作業の種類ごとに設立されていて、現在約 4500 団体が運営

されている。

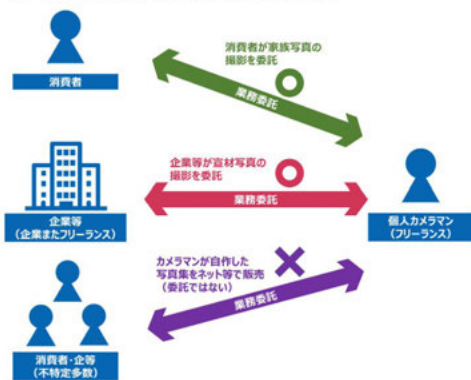
要件さえ満たされたら認められるので、設立はそう難しいものではなく、実際、インターネット上で検索してみても、建設業などの場合、ウェブサイトのみを加入の窓口にして、事務手数料の収入を目的にしたとみられるビジネスとしての特別加入団体も少なくない。

また特別加入制度には、実質的には労働者として指揮命令を受けて仕事をしているにも関わらず、使用者責任を逃れるために請負人として特別加入をさせる事例が紛れ込んでいることはよく知られている。もともと違法な取り扱いのため、その比率のデータがあるわけではないが、加入者の申告で加入手続きをとるならばチェック機能が働くことはなく、そのまま加入者として扱われることとなる。

さらに特別加入制度では、その加入者が日常行う業務の種類が明確になっていることが必要という問題がある。労働者は使用者の指揮命令により、働き、その対価として賃金を受け取るのに対し、個人事業者はどの行為が業務にあたるのかが不明確な場合がある。そのためこれまでの一人親方等の特別加入は業種等でその枠を固定してきたのだった。特別加入団体は、その個々の加入者の業務について加入時に明確しておく必要がある。

このような特別加入制度がもともと持っている問題点は、今回のフリーランスの特別加入制度で設立される特別加入団体では、しっかりした対処ができる体制が整っている必要がある。

【例】一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務





連合フリーランス労災保険センターが 11/1 から加入申し込み受付開始

労働政策審議会労災保険部会での議論でも当初より指摘されており、今回の省令改正に伴って発出された行政通達では、新たな特別加入団体の要件が示された。

その要件は、①活動期間1年以上で100名以上の会員の存在、②全国を単位として団体を運営し都道府県ごとに加入を希望する者が訪問可能な事務所を設けること、③災害発生時の労災保険給付等の各種支援を行うこと、④加入者に対し適切に災害防止のための教育を行うこと、とされている。

この要件を満たすことができ、特別加入団体を運営する意向を持った団体は、現在のところ労働政策審議会労災部会でのヒアリング対象となった、労働組合の連合とフリーランス協会（一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会）ということになる。

このうち連合は、5月の段階で「連合フ

リーランス労災保険センター」の設立を方針化し、着々と準備を進め、フリーランス法施行が迫る9月と10月に地方連合向けの説明会を開催したところだ。

「連合フリーランス労災保険センター」はすでに特別加入団体として承認済みとなっており、厚生労働省のHPでも掲載されている。

実際にフリーランスの特別加入希望者が加入手続きを行うためには、現在のところ1団体のみである同センターに申し込むことになる。申込先は以下のとおり。

団体名 連合フリーランス労災保険センター
所在地 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

電話番号 03-5761-8338

厚生労働省の団体承認要件の一つである都道府県ごとに訪問可能な窓口は、各都道府県の地域連合となっているが、地域ごとの十分な対応は不可能なため、地域での問い合わせがあれば同センター事務局へつなぐ対応となる。また、わかりやすいウェブサイトが準備されており、こちらを通じての申し込みも可能となっている。

もちろん将来的には地域窓口で適切な対応がとられる必要があるが、しばらくの時間が必要となるだろう。

いずれにしても、業種を特定しない特別加入は、これまでの厚生労働省の事務局や審議会での議論からは予想もしなかった問題がでてくる可能性も否定できない。今後、周知が進むにつれ、問題点が顕在化することもあるだろう。注意深く見守りたいと思う。

関西糖尿者安全センターだより

vol.2 危険性

事務局 種盛真也

皆さん、お米は好きですか。私は、米をおかずに米が食べられるぐらい好きなのですが、2024年10月現在、栄養士の先生から、一食半合だけ食べよと厳命されてしまっています。多くても少なくともいけないそうです。

前回の記事では、健康診断で私の糖尿病が発覚し、緊急入院する直前までのことを書きました。今回は、入院の話の前に、糖尿がどんな病気で、何が危険なのかをお話いたします。

1. 糖尿病って何

まず、糖尿病とはこういった病気なのでしょうか。字面だけ見て、尿が甘くなる病気だろうと冗談半分で言う人がいますが、実はそれで正解です。

糖尿病とは、要は、何らかの原因で血中の糖濃度（血糖値）が高くなる病気です。その結果、血液やそれから作られる体液（汗、乳、尿など）が甘くなります。

それだけなら楽しい病気だったのですが、この血糖値が高いことで色々悪い影響があるので問題視されているわけです。



処方されたインシュリン2種類

2. 糖尿病の危険性

(1) 高血糖の短期的な危険性

血糖値が高い状態だと何がまずいのか。それは、短期的な影響と、長期的な影響の2つに分けられます。

まず短期的な影響ですが、大きく3つほどあります。

1つに、のどが渇きます。人間の体は、のどの渇きを測る際、血糖値を一つの基準としています。血糖値が高い＝水分が足りてないと判断するわけですね。

2つに、頻尿になります。人間の体は、

余分な糖분을尿として排泄しようとしません。なので、血糖値が高いと小便をしると体が指令を発します。

3つに、体がだるくなります。血糖値が高いということは、血中のブドウ糖が細胞にあまり吸収されていない状態である場合がほとんどです。ブドウ糖は細胞が動いたり増えたりするために必要な成分の一つなので、それが細胞内に不足していると、体を動かすのがしんどくなります。また、前述の頻尿のせいで、脱水症状を起こしがちになり、それもしんどい理由の一つです。

これら3つの影響は、字面ではたいしたことないように思えますが、実はかなり大変なものです。私は、今回（2024年4月発覚）の糖尿病では自覚症状がほぼなかったのですが、実は4年前の2020年8月にも、糖尿病で入院しています。その時は、症状がかなりひどいものでした。

のどの渇きについては、入院する直前、私は、1日に麦茶3リットルと水1リットル、牛乳2リットルを飲んでいました。8月というのもあったのですが、飲んでも飲んでものどが渇くのです。

次に頻尿ですが、1時間に1～2度、トイレに行っていました。起きている間だけではありません。寝ている間も、およそ1時間に1回小便がしたくて目が覚めていま

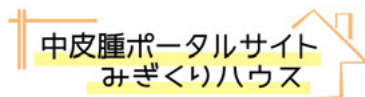
した。なので常時寝不足でした。しかも、あまりに小便に行くので、尿は出ないこともありました。でも、小便がしたい気持ちだけがある状態です。

そして体のだるさですが、当時の勤め先の工場で、1階から2階に上がるのに、踊り場で小休止していました。また、自転車で通っていたのですが、川を超える橋に登るための坂を登り切れず、途中で自転車から降りて押していました。

このように、大変にしんどい状況だったので、さすがに仕事を休んで病院に行ったら、血糖値540mg/dlと測定され（食後血糖だったので基準値はおよそ170mg/dl以下）、緊急入院だと言われました。今回と似たようなことを言われています。成長しませんね。

このように、日常生活がままならないほどの症状が出ていました。しかし、実は糖尿の本当の危険性はこれではないのです。むしろ、これらの症状のおかげで自覚して病院に行けて、後遺症も残っていないので、良い結果になっているとさえ言えます。

自分の症状の説明が楽しくなって長くなってしまったので、今回はこの辺にして、残りの危険性については次回説明します。（つづく）



<https://asbesto.jp/>

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

日韓の安全衛生問題で交流 民主労総全北本部より訪問団

2024年10月2日から6日にかけて、韓国の労働組合のナショナルセンターである民主労総の全北本部より、7名が訪日した。目的は、日本の労組や活動家との交流、応援や勉強会等だ。

その中で、10月4日の午後3時から、交流の一環として、訪日団と関西労働者安全センターとの懇親会が開かれた。その内容を下記にまとめる。

1. 死なずに働ける権利のために

まず関西労働安全センター事務局長の田島から開会の挨拶があった後、訪日団の一人である、民主労総全北本部の本部長イ・ミンギョンさんから、韓国での労働における課題を報告していただいた。

韓国の全北特別自治道では、2024年4月から9月にかけて6件死亡事故が起こったが、その大部分が、墜落、挟まれ、衝突など、従来から続く昔ながらの原因だった。

この従来型の事故は、建設業で特によく起こる事故だが、その理由は、安全措置の不足と、無茶な工期設定である。

また、チョンジュ市のリサイクルセンターでは、5月に爆発事故が起こり、5名が死傷した。リサイクルセンターに対して、



民主労総全北本部の本部長イ・ミンギョンさん

民主労総は、定期的なガス濃度のチェックを提起していたが、ずっと行われておらず、今回の事故となった。

こういったことが起こる原因とは何だろうか。イさんは、2つの労働法に関連付けて説明された。

まず、重大災害処罰法である。

韓国では、2022年1月27日から、重大災害処罰法という法律が施行された。これは、重大な被害を伴う労働災害が起こった時、経営責任者（通常は代表理事）や安全管理責任者に責任を問うもので、その範囲は元請の責任者にまで及ぶ。しかし、2024年10月の現状として、処罰はほとんど現場の担当者や下請け事業所にとどまっている。

例えば、セアベスチールは、処罰法施行後、5件死亡事故を起こしているが、社長の拘束、取り調べはなかった。

他の会社でも事故は多く起こっているが、元請けの社長が処罰されたのは1～2件、それも罰金刑にとどまり、拘束や取り調べはない。処罰されることがほとんどなく、あっても軽いため、労働条件の改善がなかなか行われないのだ、ということである。

次に、産業安全保険法だ。

これは、現場の安全措置を管理する法律で、処罰法が事故後のための法律とするなら、この法律は事故を未然に防ぐための法律と言える。

しかし、この法律については、2つ大きな問題がある。

1つは、人員が圧倒的に不足していることだ。例として、全北では数千の事業所があるが、同法に基づく監督官は2名である。なので、どうしても、現場を直接調査するようなことは少なくなり、書類だけの簡便な管理になってしまう。チョンジュ市のリサイクルセンターも、この法律だけの話ではないだろうが、人員が足りないという理由で、ガス濃度のチェックが行われていなかった。そこかしこで行われる建設工事の現場も、直接監視している余裕はない。

もう1つは、法の適用外になる範囲が大きいことだ。まず、従業員5名以下の事業所は法の適用外である。全北では、事業所数でいうと、なんと80%程度が5名以下の事業所である。また、請負という雇用形態をとりがちなプラットフォーム労働

者、感情労働者、教育労働者の大部分が、この法律の適用外となってしまう。

監督する人員が足りないことと、適用範囲が限定的なことが、危険な職場環境の放置につながっているということだ。

民主労総としては、まずこの2つの法律が、全ての労働者に適用され、適切に施行されるよう、政府に向けて取り組んでいる。また、過密労働によって事故が起きないように週4日労働制を訴えると同時に、危険な環境での仕事を未然に防ぐために、作業中止権を労働者個人だけでなく、労働組合として行使できるよう交渉している。(現状、作業中止権は個人で行使することになっており、行使後の会社から当人への不利益な扱いを防げない。)すべての労働者が死なずに健康に働ける権利を、安全に、幸せに、家族のために働ける権利を保障するために、これからも取り組んでいくとのことであった。

2. 日本の労災の移り変わり

次に、関西労働者安全センターの西野から、労災などのデータから見た近年の日本の労働安全衛生の流れを、3つの事項から説明していただいた。

まず1つ目は、死亡者数の減少と、休業4日以上死傷者数の増加である。

日本では、労災による死亡者数は、1996年に2,316人だったが、そこから2021年までほぼ継続して減少し、754人にまでなっている。一方で、休業4日以上の死傷者数は、2009年の105,718人を

最小として、2021年に135,371人にまで年々増えている。

その理由を推測するデータとして、事故原因のトレンドの変化がある。休業4日以上死傷者数について、1996年から2020年にかけて、はさまれ、墜落の事故が減少し、転倒、動作の反復の事故が増加している。ここから推測できるのは、設備要因の事故は、安全カバーや緊急停止装置、ハーネスの義務化などの対策によって減少しているが、行動要因の事故は、高齢の労働者の増加によって増えているのではないかということである。今後は、今まで通りの装置や現場への対策は行いつつ、加えて高齢の労働者の事故対策というものが必要になってくる。

2つ目は、精神疾患の患者数の増加である。

精神障害による労災の請求件数は、1998年は47件だったものが、2003年は341件、2013年は1257件、2023年は3575件となっている。今後もしばらくは加速度的に増え続けることが予想される。メンタルヘルスの対応については、ストレスチェック制度やその集団分析などが制定されて行われているが、目に見えて効果が上がっている、役立っているとは言い難い状況であり、どうしていくか考える必要がある。

3つ目は、隠れた農作業者の事故の多さである。

厚労省が発表した、2020年に労災で死亡した農作業者は17名だ。しかし、農林水産省が発表した2020年の農作業死亡

者は270人なのである。つまり、死亡者の内、253名が労働者でないと判断され、労災のデータ上は隠れた数値になっているのである。2020年の建設業の労災死亡者は258名のため、実際の農作業での死亡者はそれを超えていることになる。なので、農作業者の安全衛生対策は重要な課題である。

また、農林水産省のデータでは、農作業死亡者の割合で、2020年には65歳以上の死亡者が84.8%となっており、こちらの方でも高齢者対策を講じる必要がある。

3. フリーディスカッション

その後は、フリーディスカッションとして、お互いに思うことや質問をする形になった。午後4時30分で一旦中断、休憩、その後6時30分から再開して、関西労働者安全センターの運営協議会を兼ねながら8時30分まで議論は続いた。全部書くと大変な分量になるので、主な話題やそのやりとりを下記にまとめてみる。

- 日本で労災が減ったのはなぜか。労働安全衛生法で罰則が決まったことと、建設業だけで言うと、労災を起こした企業はしばらく公共事業の入札に参加できないことが影響している。
- 現場を回ることの重要性
- 精神疾患の労災に関する処罰について、日本では長時間残業は法規制により処罰があるが、ハラスメントは法的な処罰はなく、被害者が損害賠償請求をすること

になる。

- ・労災での経営者の処罰について、法的に処罰されることはほぼなく、被害者自身が損害賠償請求することになる。
- ・日本の公務員労組について。日本にもあるが、組織によって活気はバラバラ。今は全体的に勢いも弱まっている印象。
- ・韓国では労組主体で新聞に働きかけ記事を発信するが、日本はそもそも労働問題がニュースならないこと。
- ・民主労総が別の労組の事業に協力して解決した事例。
- ・安全センターと労組が協力して現場改善した事例。
- ・労働組合に入るのを嫌がる人について、日本はそういう傾向が強いが、韓国でも同じ傾向があるという話

などである。印象的だったのは、民主労総の人が、何をしゃべるにしても、かなり自信満々に喋ることである。通訳を介しているので解釈違いはあるかもしれないが、「民主労総が関わった事件は労働者の勝利として解決してきた」とか、「民主労総は大き

な組織だからそれができていると思う」など、勢いのすごさを感じた。ただ、医師と協力しながら問題解決するというのは民主労総ではあまりないようで、安全センターが医師と共に、ある現場のフォークリフトの振動障害について取り組んだことなどは興味深く聞いてくれたようだ。また、韓国の労災死亡事故件数に対して日本の件数が少ないことについても思うところがあったようである。

以上が民主労総全北支部の訪日団と関西労働者安全センターの懇親会のレポートである。個人的な感想として、民主労総の勢いに対して、日本の労働運動は弱いイメージの話し合いになったが、それは逆に、日本全体の傾向として、運動が弱くてもなんとかなるような環境になってきているということでもあるのだろう。いつか、労働者運動みたいなのがなくなっても平気な社会にするために、今は相談に真摯に対応することから進めていく。(事務局 種盛真也)

全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>

≡ YouTube JP 検索 🔍 🎤 📺 🗄



全国労働安全衛生センターWEBサイト

辺野古からの通信 ⑤ 宮崎 史朗 (全港湾建設支部)

9月12日琉球新報一面に「PFAS 米軍汚染なら浄化責任」「米国外適用させず」の見出しが踊りました。米国防総省のPFAS浄化に関する指針で、「飲料井戸について米軍の活動が関係していると判断された場合、浄化に取り組む」という。但し、米国外の基地については直接適用されない、とあります。

PFAS被害は、日本では全国各地で様々な形で起きていますが、沖縄では、「基地」（米軍、自衛隊）由来であることは間違いありません。「宜野湾ちゅら水会」は米軍普天間飛行場内の地下水などの環境調査に関して、県環境部に立入申請をするよう9月13日に要請しました。県は「2019年に汚染源の特定を目的に水質・土壌調査のための立入申請をしたが返事がない」としています。木原防衛大臣は、「在日米軍基地については米国の判断であり防衛省として答えるのは困難だ」という。この政府は、一体どこを見ているのか。国民を無視し米軍しか見ていないことに改めて悲しい思い

がしました。

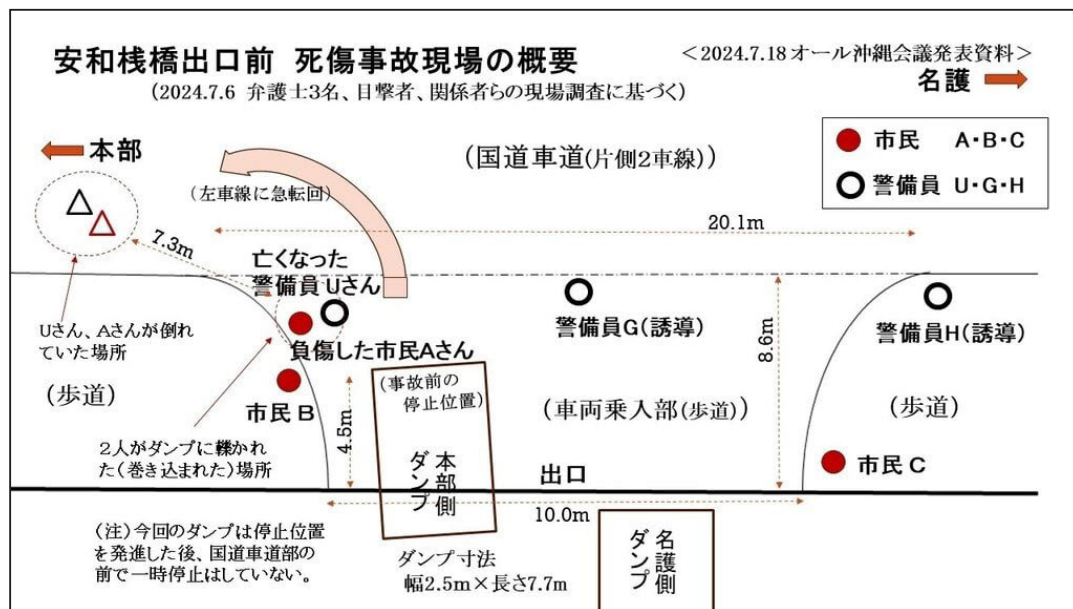
辺野古ゲート前での座り込みは続いています。国頭地区からの埋立用土が運び込まれ始めたことは報告しましたが、8月に入り、栗石と埋立用土が1日当たり100～150台増えています。栗石は中仕切り護岸N1、N2を作るための石材ですので増えることは想定できますが、埋立用土は辺野古側の埋め立てた地区に仮置きしているだけです。現在、埋め立てる場所はないのですから急ぐ必然性は全く感じられません。にもかかわらず、沖縄防衛局はダンプ台数を増やし、1日で400台を越える工事車両が入っています。

この為、ゲート前だけでなく名護市内の各所で渋滞を引き起こしています。防衛局は渋滞対策として、1日3回の搬入は維持し、工事ゲートでの搬入時間—機動隊による規制時間を長くする選択をしたようです。最近、一回当たり20分程度だった規制時間が40分以上となっています。

しかし、新基地建設を止めさせる抗議行



豊原から見た辺野古側の埋め立て状況 会場および陸上から運び入れた埋立用土が積み上げられている 計画では4～5Mほど嵩上げる 9/14撮影



オール沖縄会議が7/18に発表した死傷事故についての見解に添付された現場概要

動は、まだまだ厳しい日差しの中やスコールのような大雨の中でも絶えることはありません。

安和棧橋へのダンプ強行搬入

6月28日の安和棧橋出口での事故発生により、防衛局は安和棧橋、塩川港での埋立土搬出を中断しました。オール沖縄会議は7月18日、独自の調査を踏まえ、事故原因は防衛局が工事を急ぐため安全管理を怠り、埋立土砂を搬送するダンプの回転を速めようとしたことが事故の背景であると指摘し、事故原因・安全対策を公表することが再開に条件だとしました。また抗議行動は当然の権利に基づく行動であり今後も継続するとしています。

ところが、防衛局は事故原因や安全対策を全く明らかにしないまま、8月20日か

らダンプの出入りを再開しました。しかも、市民による「妨害行動」が事故を引き起こしたと言わんばかりのコメントを出しているのです。更に、機動隊、民間警備員を動員し、出入口前の通行を長時間にわたり規制し、安全ネットと称するオレンジネットで市民の行動を妨害しています。この規制・妨害は現在、日々強化されている状況にあります。

大浦湾ではA護岸(二重鋼管矢板式)、中仕切り護岸N1、N2の築造に着手しました。政府は、軟弱地盤の存在を認め、改良工事のため総額9300億円の費用がかかると公表しています。しかし23年度末までに支出済額は5319億円です。埋立土量は全体の約15%に過ぎません。しかも、軟弱地盤の改良や水深が深い地区の埋立など難工事はこれからです。国民の金を湯水の如く使い、海を、サンゴを、ジュゴンを、



A 護岸（二重鋼管矢板式）で鋼管矢板打設中。K 9 護岸の延長上 8/31 撮影

そして豊かな生態系を破壊するのか、今からでも引き返すべきです。財政破綻状態の国は無駄遣いする場合にはありません。工事中止の声を強めたいものです。

米兵による性犯罪がまたもや発覚しました。沖縄県警が9月5日、米海兵隊員を不同意性交致傷容疑（6月に生じた事件）で検察に書類送検しました。今回は県側に通知したため明らかになりました。過去10年間で米軍刑法犯の61%が沖縄県で発生しています。PFASも然りですが、基地あるが故の生活破壊です。

オール沖縄会議・平和市民連絡会の共同代表でもある高里鈴代さんは、ゲート前の



N1 中仕切り護岸築造工事で石材を投下する準備工事をしていると思われる 8/31 撮影

座り込み現場で、少女誘拐暴行事件の被害者の法廷での証言（7時間半に及んだ）を傍聴し、少女の対応を讚える一方、二次被害を引き起こさないかと強い疑問を指摘されました。

県民が一致団結して県民大会を成功させ、日米両政府に沖縄県民の怒りを示し、具体の対策を要求すべきだと思います。

宜野湾市長選挙は残念ながら、桃原功元市議が敗北しました。桃原氏は辺野古へのよく見え、私たちとも親しく話をされていた方なので、本当に残念です。次にお会いしたらお疲れさまでしたと伝えたいと思います。

沖縄県が国を訴えている最後の抗告訴訟で福岡高裁那覇支部は却下しました（9月2日）。法廷での闘いは厳しくなっていますが、辺野古住民が訴えている裁判はまだ続いており、門前払いではなく、国の裁決の是非の本番にいたる可能性があります。今回は紙幅を越えていますのでいずれ報告します。是非注目してください。



韓国からの ニュース

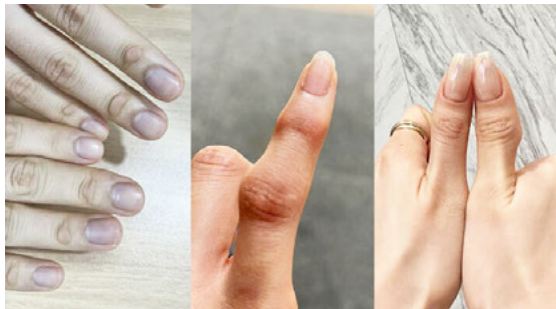
■サムソンの手工工程の職員、79%に「筋骨格系疾患」

サムソン電子の半導体生産ラインの中で最も老朽化した器興事業場の8インチ生産ライン(6~8ライン)で働く労働者のほとんどが、筋骨格系疾患などを病んでいることが判った。

全国サムソン電子労働組合(全サム労)が7月24日~8月12日、器興事業場の製造職群の労働者を対象に、オンラインでアンケート調査した結果、回答者136人の内107人(78.7%)が「筋骨格系疾患と診断された」と答えた。うち91.2%の124人は、8インチラインの労働者だった。手工工程製造職群の労働者は1200人余りで、老朽工程で働く労働者の10%が調査に応じた。疾患としては、手根管症候群(複数回答・38.2%)が最も多く、椎間板ヘルニア(29.4%)、指関節炎(16.9%)などが続いた。

それでも労災申請はほとんどなかった。サムソン電子は「2010年以後、8インチ半導体生産ラインで、筋骨格系疾患を理由にした労災申請は1件」と説明する。

「労災保険で治療を受けなかった理由」は、



回答者の95人(複数回答・69.9%)は、「労災保険で治療を受けられるという事実を知らなかった」と答えた。次に「手続きが難しくて」(36.8%)、「不利益の憂慮」(36.0%)などがあげられた。

サムソン電子の関係者は「入社時に労災申請の手続きなどを教育し、以後もオンライン産業安全保健教育をしている」、「イントラネットと社内病院、筋骨格系疾患センターなどには案内資料も備えている」と話した。

サムソン電子が健康保険の非給与項目を含め、職員の医療費を支援しているということも、労災申請をためらう理由になる。煩わしい労災申請より、手軽な医療費支援を選ぶということだ。クォン・ドンヒ労務士は「公傷処理(会社が医療費支給)をすると、該当疾病が業務上疾病なのか個人疾患なのか判らなくなる」とし、「会社が作業環境を改善し、労災を予防する契機が消えることになる」と話した。2024年9月6日 ハンギョレ新聞

■「平沢港のイ・ソンホ」を奪った港湾／10年間、240人ずつ労災に遭った

この10年間、港湾で毎年240人余の死傷者が次々に発生している。港湾の特性上、大きな負傷や死亡に繋がりやすいが、安全は足踏み状態だ。2021年4月、平沢港のイ・ソンホ(死亡当時23才)さんの労災事故以後に港湾安全特別法が制定・施行されたにも拘わらず事故は減っていない。

10日に国会・農林畜産食品海洋水産委員会のイ・ビョンジン「共に民主党」議員室が雇用労働部から受け取った「最近10年の港湾内の陸上荷役業・港湾運送附帯事業での事故災害状況」によれば、2015年から今年6月までに全国の港湾で、被災者2315人と死亡者39人が発生した。災害の類型別に見れ

ば「落下」が492人、「転倒」が444人、「ぶつかり」が440人、「挟まり」が328人などで、典型的な野外肉体労働労災の類型が多い。

被災者数を年度別に見ると、10年間、毎年240人前後を維持し、事故は減っていない。2015年に256人、2016年に230人、2017年に213人、2018年に239人、2019年に241人、2020年に235人、2021年に268人、2022年に262人、2023年には271人など。今年は6月までに139人が事故災害に遭った。

死亡者数を年度別に見れば、2015年に6人、2016年に6人、2017年に3人、2018年に8人、2019年に3人、2020年に3人、2021年に4人、2022年に1人、2023年に4人だ。今年の6月までに1人が事故で命を失った。

港湾の安全管理は原則的に海洋水産部が管轄し、2022年8月からは、自律的安全管理体系の構築、安全指導・管理人材の拡充などを内容とする「港湾安全特別法」が施行された。しかし、海洋水産部は事故の状況さえ具体的に把握していない。事業主は労災発生の事実を労働部に報告しなければならないが、海洋水産部に対する報告義務はない。個別港湾公社も、物流協会などの統計資料を利用して状況をやっと把握しているのが実情だ。

政府が港湾労災をきちんと把握・管理しながら、労働環境を改善すべきだという指摘がされている。イ・ビョンジン議員は「港湾安全特別法は政府の責任と義務に対する具体的な条項が不備で、補完が必要だ。」と話した。2024年9月10日 京郷新聞

■ハナオーシャンで下請け労働者が墜落死／今年造船所で「少なくとも15人」死亡

巨済のハナオーシャン（旧：大宇造船海洋）

の造船所で、9日の午後9時、フローティングドックで搭載作業中だった下請け労働者のAさん(41)が、約32m墜落した。病院に運ばれたが死亡した。雇用労働部は作業中止の措置をし、産業安全保健法と重大災害処罰法の違反について調査を始めた。警察も正確な事故経緯を調べている。

今年、造船所で死亡事故が増えている。労働部の資料によれば、今年上半期だけで、造船所で10件の事故で14人の死亡者が出た。「造船業ビッグ3」に挙げられるハナオーシャンとサムスン重工業、蔚山HD現代重工業のいずれでも死亡者が出た。巨済の礎石HD(3人)と高城の金剛重工業(2人)、釜山の大鮮造船(2人)では、複数の死亡者が発生する事故が起きた。生産の大部分を担当する下請け・移住労働者が主として被災した。

政府は5月に中小造船会社の事業主と安全保健業務担当者を対象に緊急安全保健教育を行ったが、事故は再び起きた。労働界は急ぐ作業を強要する多段階下請け構造の解決、下請け労働者の安全保健管理への参加保障などが優先だと指摘する。2024年9月10日 京郷新聞

■サムソン電子、「放射線被ばく」に装備の欠陥は認めるも、謝罪に「事故」はなかった

サムソン電子の最高安全責任者(CSO)が、5月に器興事業場で発生した放射線被ばく事故について装備の問題を認め、危険要素への備えが不足していたと謝罪した。しかし、謝罪に「事故」という表現はなく、重大災害処罰法を避けるためという批判が出ている。

サムソン電子の最高安全責任者のユン・テヤン副社長は12日、社内掲示板に器興事業所の放射線被ばく事故について、「初期対応の過程で、(放射線被ばくに遭った)お二人

の心を十分に押し量れなかった部分をお詫びする」、「役員・職員にご心配をおかけしたことに対し、お詫びする」と書いた。これに先立って、ユン・テヤン副社長は先月 29 日に、治療中の被爆被害者イ・ヨンギョさんを訪ねて謝った。今回はサムソン電子の全労働者に公開謝罪した。

ユン・テヤン副社長は「放射線に関連した作業で発生しうる危険要素をより積極的に把握し、備えるのに不足があった。」「今回のことを契機に、事業場内の放射線安全管理に、より一層万全を期す」とした。装備の問題点と交替計画も出し、自主点検で事故が発生した装備と同じ種類の装備 2 台で、インターロック（放射能遮断安全装置）に問題を見付けて整備し、他の 6 台も早期に交替する計画。関連機関と製造会社と一緒に、もう一度精密点検を実施中で、来年第 1 四半期までに完了し、製造会社を通じて周期的に点検を受けると明らかにした。

労働者のための安全管理強化計画では、放射線に被ばくを直ちに認知して迅速に措置できるように、個人別累積線量計の他に、リアルタイム個人放射線警報機を 11 月末までに全面導入し、社内の放射線安全専門家を大幅に増やし、放射線設備を扱う役・職員教育も強化する計画。事業者の非常対応プロセスも、放射線の被曝に備えて再整備する」とした。

全国サムソン電子労組は「真の謝罪とは言い難い」と話した。2024 年 9 月 13 日 ハンギョレ新聞

■原子力安全委員会、サムソン電子の「放射線被ばく」は安全管理不良と結論

5 月にサムソン電子器興事業場で労働者 2 人が放射線に被ばくした事故は、サムソン電子の放射線安全管理不良のためであること

が、原子力安全委員会（原安委）の調査結果で明らかになった。

原安委は 26 日、第 201 回の会議を開き、「サムソン電子器興事業場放射線被ばく事件調査結果と措置計画」の報告を受け、再発防止対策などを話し合ったと明らかにした。原安委は安全装置の「インターロック」の配線が変わって、放射線安全管理者の管理と監督が不十分だったことが事故の原因だと結論付けた。これに対するサムソン電子の責任を問い、最大 1050 万ウォンの過料を課す。

具体的な調査結果によれば、5 月 27 日にサムソン電子器興事業場で、放射線を発生する装置の「エックス線蛍光分析装置」（XRF）を整備していた職員 2 人が被ばくした。被ばく者の線量を評価した結果、2 人とも年間 0.5 シーベルト（Sv）を超過し、その内 1 人は全身の有効線量の年間 50m Sv も超過していた。2 人は火傷を負って現在治療中だ。

該当装備には、X 線の外部放出を防ぐシャッターを開けると作動しなければならない安全装置（インターロック）が作動しないように改造されていた。原安委はインターロックの配線ミスの正確な原因については、捜査依頼することにした。

作業過程の管理でも問題があった。装備の点検時、放射線安全管理者の作業検討と承認手続きが履行されず、装備販売者が提供した機器管理方法や取り扱い禁止事項なども、作業過程で利用されていなかった。

重大災害処罰法が適用されるかもカギだ。重労働部の関係者は「負傷・疾病については未だ検討段階」で、「産安法違反の有無に関する調査は進行中」とした。2024 年 9 月 24 日 ハンギョレ新聞（翻訳：中村猛）

前線から

技能実習生の業務上事故の労災隠しで書類送検

香川

香川県の道路建設の現場で、来日して半年の外国人技能実習生が、後退するミキサー車に足を挟まれて親指を除く4指を切断するという業務上災害が発生した。重大事故の発生にもかかわらず、死傷病報告を提出しなかったとして、9月17日、高松市の生コン圧送会社の代表取締役と取締役の夫妻、ミキサー車の運転手、工事現場の元請現場責任者の4名が書類送検された。

被災者によると、2023年12月15日、県内の河川工事現場内で生コン圧送車の後端にある受口に立ってバックしてくるミキサー車の誘導をしていたところ、ミキサー車が被災者の制止を聞かずに後退を続けコンクリート圧送車と衝突、その際に被災者は右足先を挟まれて負傷したという。診断書から傷病名

を確認したところ、「右第2、第3、第4、第5趾挫滅・完全切断」となっている。ミキサー車に踏みつぶされ、右足は親指以外の指について皮下組織、すなわち、骨、血管、神経を完全に損傷し、切断以外の選択肢はまったくないほどの重傷だった。

救急搬送された医療機関で手術を受け、2か月後の2024年2月16日に退院をしたのちに、しばらくリハビリが必要となった。業務上の負傷を経験した多くの技能実習生同様、事業所からは退院後すぐに就労を強いられたが、まともに動ける状態ではなかったため、事務所に顔を出したもののまったく働くことはできなかった。

本件で悪質な点は、第一に事業主や被災者を日本に連れてきた受入ブローカーから、「工事現場でケガを

したと言ふな。言ったら医療費を全額負担させるぞ」と電話や対面で何度も強迫されたことである。さすがに本件負傷そのものを隠すことはできない。しかし事業主は、事故当日は休日で、事業所の生コン工場で遊んでいたところコンベアに巻き込まれてケガをした、というストーリーを作って病院などに説明をしていた。この話に元請も乗り、組織的な労災隠しが行われたのである。技能実習制度を管轄する外国人技能実習機構高松事務所にも事業主や受入ブローカーは被災者を連れて上記説明を行い、日本語の分からない被災者は、事業主の「そうだよな？間違いのないよな？」という確認のための問いに、「はい」、「はい」とだけ答えていたという。

第二には、外国人技能実習生の労災事案で必ず発生する兵糧攻めである。入院中の2カ月は休業補償らしきものが事業所から支払われていたものの、退院後は何も支払われていない。むしろ、退院後2週間経ったのち、作業ができなくなった本人に対して技能実習を

中断して帰国するよう伝えられている。本来であれば退院後も労災保険から支給される休業補償で生活をしながらリハビリに励むところ、無収入のまま日本に滞在していても社保料や寮費など費用がかかるばかりで収支はマイナスだ、ということ的印象付けて「今帰るなら帰国旅費は出すし、この場で帰国を決めるのであれば30万円やろう。足が治ったらまた来日して技能実習を再開することだってできる」と恩着せがましくささやかれたら、切羽詰まった外国人技能実習生は「それが一番良い選択ではないか」と錯覚する。ちなみに、①技能実習生の帰国費用は必ず事業所負担である、②4趾切断は障害等級10級が見込まれ、障害補償給付は100万円をくだらないうえ、障害特別支給金だけでも39万円が支給される、③切断した指は元に戻ることはなく、よって再来日もない、ということで到底呑める話ではない。

日本に残り技能実習を継続したい被災者は、事業主に掛け合うものの、どういうわけか事業主や同僚から

は一切口をきいてもらえなくなってしまう。事業所で孤立したところに加えて帰国を迫るブローカーにも不信を抱くようになり、退院からちょうど1か月後にあたる3月16日、ついに会社から出奔する。そして地域の支援者や出身国コミュニティの助力によってようやく労災請求を行い、技能実習機構にも事実を報告したうえ、現在は業務上外の決定待ちである。

さて、冒頭に述べた9月17日の書類送検直前、受入ブローカーは再び被災者を帰国させようとした。事業所に対する厳しい取り調べから、このままではお咎めは免れないと判断したのだろう。ブローカーも国の許可を得て技能実習生を受け入れているため、この選択はかなりリスクが高い。労災隠しに加担したとなれば、今後は自分たちも外国人技能実習生の受入ができなくなるため、このような事件が発生すると、当該事業所のみを悪役に仕立てて傘下から放逐し、保身を図ることが一般的である。いわゆるトカゲの尻尾切りである。しかし、本件のブ

ローカーは是が非でも顧客を守ろうとした。蛮勇と言わざるをえない、一発逆転狙いだが、被災者さえいなくなれば調査も継続できまいと、「手続きは全部終わったし、労災補償は本国で受け取ることができるのだから帰国しよう」と被災者を迎えに来た。もっとも、これまでの経緯から、被災者も支援者も従うはずがない。さらにこれから検察庁で被災者に対する聴取も行われるので勝手に帰国するわけにはいかない身の上である。丁重にブローカーの申し出を断り、宿泊先を変更して被災者を守る体制を強化することになった。

事故から10か月が経ち、被災者の抱えるストレスも相当なものである。ブローカーも被災者を本国へ追い返すことを諦めておらず、支援者らも日々緊張感を保ちながら被災者の身の安全を確保することに苦心している。被災者本人も地元有志も、まだまだ闘いは終わらない。



9月の新聞記事から

9/2 福岡県大野城市は、5年間で、のべ60人の職員が病気休暇を取ったり休職したりしていることを受けて、月議会で職員へのハラスメントについて調査する第三者委員会の設置費用を盛り込んだ補正予算案が提案され、即日で可決された。第三者委員会の委員には労働問題や法律の専門家が選任され、今年度中をめどに調査結果をまとめる方針。

9/3 福岡県立大学の55歳の男性県職員が、2015年3月、長時間労働の結果自殺したとして、遺族が賠償を求めた裁判で、大学が解決金5800万円を支払うことなどで8月9日に和解した。和解には、労務管理の改善も盛り込まれた。男性は学務課の職員として勤務、人員が不足し、担当業務がわかる職員がいない中で、苦戦しながら業務にあたった。亡くなる直前の時間外労働は月に100時間を超え、2015年の2月中旬ごろにうつ病を発症し3月に自殺した。

9/6 文化庁は、映画や音楽、伝統芸能団体でのハラスメント防止や労働環境改善に向けた方針を発表した。ハラスメント対応の専門家の派遣や法律相談の窓口設置などの経費約4億円を2025年度予算の概算要求に計上した。

宝塚歌劇団の宙組に所属する女性が死亡した問題を巡り、歌劇団は西宮労働基準監督署（兵庫県）から労働基準法違反で是正勧告を受けた。5日付。女性は昨年9月、自宅マンションで自殺した。女性は歌劇団と業務委託契約を結び、契約上はフリーランスだったが、レッスンなどへの参加を義務づけられ、出演の作品や期間、配役に異議を申し立てることはできず、承諾を得ずに外部で演技や歌を提供することも禁じられていた。遺族側は、女性は歌劇団の指揮命令下に置かれた労働者と主張。死亡前1か月間の「時間外労働」は、277時間に上った。

9/9 大阪市此花区の人工島・夢洲にある2025年大阪・関西万博の北欧5カ国で出展する共同パビリオンの建設作業中、男性作業員が階段の3階近くから約6～7メートル下の「配管ビット」と呼ばれる地下空間に転落した。命に別条はない。

パワハラをめぐる内部通報が漏らされ、自白を強要されたなどとして、現職の陸上自衛官が国に約220万円の損害賠償を求めた裁判が札幌地裁で開かれた。国は責任を認め、一方、賠償額で争う姿勢を見せた。陸上自衛隊北部方面隊に所属する50代の男性自衛官は、2021年4月東千歳駐屯地で、上官の部下に対するハラスメントを陸上自衛隊のパワハラ通報窓口で匿名で通報したところ、その内容が男性が在籍する部隊に伝えられ、男性は上官から遠方への異動をほめられるなど、不利益な取り扱いを受けた。

9/12 建設労働者の男性が、労災事故の損害賠償を求め、建設会社を東京地裁に提訴した。原告は測量士の原田信二氏（68）で、被告は元請企業の竹中土木の他、1次下請企業、直接雇用先である2次下請企業の計3社。原田氏は2022年7月21日、千葉県内の山中の建設現場で測量作業中にバランスを崩し、左膝骨挫傷を負った。急斜面の作業にもかかわらず

「スパイク付きの靴」などの安全器具の提供がなかった。弁護団は、「身体機能が衰えた高齢労働者への安全対策が不十分だった」と訴えた。

東濃信用金庫（本店・岐阜県多治見市）の愛知県内の支店に勤めていた30代男性の自殺をめぐる、遺族が労災保険の葬祭料不支給処分を取り消すよう国に求めた訴訟の控訴審判決が、名古屋高裁であった。裁判長は、上司による日常的なパワハラがあったと指摘。自殺は業務に起因する労災だと認定し、不支給処分を取り消すよう国側に命じた。男性は2017年5月に自殺。控訴審では、男性には厳しい営業ノルマが課され、当時の支店長から繰り返し厳しく叱責され、業務上の失敗の全責任を理不尽に押しつけられるなどしていたと指摘。パワハラによって男性がうつ病を発症して自殺したと認定した。

9/17 東かがわ労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで高松市のコンクリート圧送工事会社とその社長の男、取締役の女、別の会社のコンクリートミキサー車を運転していた男と工事現場の責任者の男を書類送検した。去年12月15日、東かがわ市帰来の道路建設の工事現場で、コンクリート圧送作業の補助をしていた外国人労働者の男性（20代）が、コンクリートポンプ車を誘導していたところ、男性のつま先が車両の間にはさまれ、親指以外の4本の指が挫滅し切断した。社長ら4人は共謀の上、死傷病報告書を提出しなかった疑い。

9/19 長時間労働で亡くなった家事労働者の女性に労災が支給されず、遺族が国を訴えていた裁判の控訴審で、東京高等裁判所は、原判決を破棄し、国に不支給の決定を取り消すよう命じた。女性が労働基準法の適用除外とされる「家事使用人」に当たるかどうか争点となっていた。二審判決は、家事と介護がはっきり区分けできるものではないこと、家事部分についての給与も会社からまとめて渡されていたことなど、業務全体の「実態」を見て、家事部分も会社との間で労働契約が締結されていたと認め、総労働時間を、7日間105時間、時間外65時間と認定した。

9/25 和歌山県田辺市危機管理局长だった中野典昭さんが、2018年8月の台風災害対応直後に急死した問題で、遺族が市に7146万円の損害賠償を求めて和歌山地裁に提訴した。中野さんは台風20号の接近に伴い、8月23日朝から翌24日夕方までの間、休息や仮眠を取ることなく徹夜で業務に当たった。その後帰宅して就寝したが、25日午前10時ごろに脳出血を発症し、26日に搬送先の病院で死亡した。

9/26 建設機械メーカー・コマツの湘南工場（神奈川県平塚市）に勤めていた30代の男性社員の自殺をめぐる、父親が労災保険の遺族補償などの不支給処分を取り消すよう国に求めた訴訟の控訴審判決が、名古屋高裁であった。裁判長は、自殺は業務に起因する労災と認定、平塚労働基準監督署の不支給処分を取り消す判決を言い渡した。男性は2019年に自殺。控訴審判決は、上司から他の従業員の面前で威圧的な叱責を受けることが反復・継続してあったなどと上司によるパワハラを認定。男性は強い心理的負荷を受けてうつ病などを発病し、自殺したと認定した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259